

よくある質問（千葉の農林水産物輸出促進事業）

1 旅費	
Q1	朝食は補助対象となるか。 A1：<u>朝食は原則、補助対象外</u>です。 ただし、宿泊とセット料金の場合（オプション不可）は対象とします。
Q2	宿泊料に上限はあるか。 A2：<u>宿泊料は国・地域ごとに上限額を設けています</u>。上限額については、国家公務員等の旅費に関する法律等に定める上限の範囲内における実費となります。
Q3	航空運賃について見積書は必要か。 A3：<u>旅行会社等の見積書または購入金額を比較検討した資料が必要です</u>。
Q4	航空運賃の上限や必要な書類はあるか。 A4：航空運賃の上限額は設けていませんが、<u>補助対象運賃は、エコノミークラス運賃の実費</u>（燃油サーチャージ・諸経費含む）とします。 領収書等の他に飛行機のEチケット、搭乗券を支出証拠書類として提出してください。
Q5	事業計画では成田からクアラルンプール間を旅費としたが、別の仕事でシンガポールに寄る必要があるので、シンガポールから日本へ帰国したいと考えている。その場合は、全区間が補助対象となるか。 A5：成田からクアラルンプール間の往路運賃のみが補助対象です。 <u>航空運賃の補助対象区間は、事業実施国・地域との往路運賃のみが対象</u>となります。
Q6	旅行会社に委託した場合、その手数料は補助対象となるか。 A6：<u>手数料（旅行手配を依頼した際の事務手数料等）は補助対象外</u>です。
Q7	車両借上料等の対象となる経費や証拠書類はどのようなものか。 A7：車両借上料（レンタカーなど）は、<u>旅行行程表（いつ、誰と、どこで、何をしたか記載したもの）等により、移動経路や用途がわかるもの</u>に限り、タクシーについても移動経路がわかる証明書の提出及び、用途がわかるものに限り補助対象になります。
Q8	渡航人数に制限はあるか。 A8：渡航人数に制限はありませんが、<u>1回の渡航人数は必要最小限</u>とします。なお、<u>3名以上が渡航する場合は、参加者一覧及び出張用途（海外での役割等）を記載したものを提出</u>してください（任意様式）。単なる見学や視察に要する経費は対象になりません。 また、事業実施主体以外の旅費は補助対象外となります。ただし、事業のために契約したアドバイザー等の旅費は補助対象となります。
2 審査	
Q1	交付決定された事業（海外展示会やフェア等）への参加が不可となったが、別の展示会に採択されたので、そちらに補助してもらいたい。変更は可能か。 A1：<u>審査で認められた計画以外の事業は原則、補助対象外</u>となります。 ただし、<u>事業計画の範囲内と認められれば変更申請により補助対象となる場合があります</u>のでご相談ください。
Q2	事業の実施に向けて新たに協議会を設立したため、直近の財務状況に関する書類が提出できない場合はどうしたらよいか。 A2：この場合は、<u>設立団体の代表者の財務状況を提出</u>してください。

Q 3	農林漁業者との連携とは、輸出品目である商品に関わる連携のことか。 A 3：そのとおり。補助事業で実際に輸出する品目において連携が必要です。輸出品目が複数ある場合は、<u>品目ごとに連携が必要</u>です。
Q 4	試供品はどの事業区分で補助対象となるか。 A 4：試供品の補助対象事業区分は、「海外輸出環境調査」又は「海外販売促進活動」で扱う品目のみとなります。また、県産農林水産物の PR 等を目的としない粗品やノベルティーグッズ等の経費は補助対象外です。
Q 5	広告に載せるなどの商品 PR 費用は広告・宣伝費として補助対象となるか。 A 5：本事業で扱う対象品目に係る経費（広告宣伝に要する経費、会場装飾費、PR のための広告媒体への広告等）が対象となります。
Q 6	補助対象に含まれる人件費の添付書類とはどのようなものか。 A 6：雇用関係が分かる書類及び業務日誌を提出してください。 人件費の算出方法は、時間単価×作業時間数で計算し、業務日誌は業務を行った本人が記載してください。
Q 7	他の補助事業等との併用は可能か。 A 7：他の事業と併用はできません。補助事業の対象・実施内容が明確に分別されているか確認してください。
Q 8	個人のクレジットカードで支払った場合は補助対象となるか。 A 8：個人の支払いも補助対象になります。この場合は、支払を行った者が事業実施主体の事業者に属していることが分かる証明書類を提出していたければ補助対象とします。 なお、支払いの際、ポイント等の割引サービスを使用した場合、ポイントに相当する金額は補助金の対象としませんので注意してください。
Q 9	振込手数料や消費税は補助対象となるか。 A 9：口座振込やクレジットカードでの支払で発生する振込手数料や消費税は補助対象外です。
Q10	【変更申請が必要な事例】 ・海外での販促活動における対象国の変更（数の増減を含む） ・事業費の 30 % を超える増減 ・当初は販促活動のみ計画し、海外で商談を行った結果、サンプル輸出を行うことになり、本事業を活用して試験輸出を行う場合 ※事業区分の新設に該当します。 <u>（注意点）変更申請による補助金交付の増額はありません。</u>
Q11	【補助対象外となる経費の例】 ・汎用性が見込まれる経費（コピー機トナー、事務用品、パスポート代） ・電気機器類（パソコン、デジカメ等）、設備・備品費用（冷蔵・冷凍庫等） ・現地で販売のために供する商品（ただし、試食用・サンプルを除く） ※試験輸出を行う商品が、現地で販売される場合も補助の対象外です。 ・社員（グループ会社含む）を派遣し、その者が現地でマネキン等を行った際の人件費 ・飲食費・娯楽費・接待費 ・調達・手配する行為・物品が、補助金交付の趣旨を逸脱して過大な金額と判断される経費（過剰な試食やサンプルの提供を含む） ・海外での高額なハイヤー、高額な通訳の手配等

その他、不明な点がございましたらお問い合わせください。